

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案 用例集 目次

司法書士法第一条関係.....	1
司法書士法第四十四条関係.....	3
司法書士法第四十四条の二関係.....	4
司法書士法第四十七条関係.....	5
司法書士法第四十八条関係.....	6
司法書士法第五十条の二関係.....	7
司法書士法第七十条関係.....	8
司法書士法第七十一条の二関係.....	9
土地家屋調査士法第一条関係.....	10
土地家屋調査士法第三十九条関係.....	12
土地家屋調査士法第三十九条の二関係.....	13
土地家屋調査士法第四十二条関係.....	14
土地家屋調査士法第四十三条関係.....	15
土地家屋調査士法第四十五条の二関係.....	16
土地家屋調査士法第六十五条関係.....	17
土地家屋調査士法第六十六条の二関係.....	18
附則第二条・附則第七条関係.....	19
附則第三条・附則第八条関係.....	20
附則第四条・附則第九条関係.....	21
附則第五条・附則第十条関係.....	22
附則第六条・附則第十一条関係.....	24
附則第十二条関係.....	31

司法書士法第一条関係

【〇〇〇は、△△の専門家として、〴〵することを使命とする】の例】

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）

（公認会計士の使命）

第一条 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

【「法律事務」の例】

○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（

弁護士及び弁護士法人以外の者であつて、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もつてより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。

【「国民の権利」の例】

○ 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）

（目的）

第一条 この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もつて取引の安全と円滑に資することを目的とする。

【「の権利を擁護」の例】

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

附則（平成十九年法律第七十三号）

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 略

【「自由かつ公正な社会の形成」の例】

○ 司法制度改革推進法（平成十三年法律第百十九号）
（基本理念）

第二条 司法制度改革は、国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度を構築し、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図り、並びに国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解の増進及び信頼の向上を目指し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。

司法書士法第四十四条関係

【「社員の欠亡」の例】

○ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）
（解散）

第三十条の二十三 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 六 略

七 社員の欠亡

司法書士法第四十四条の二関係

【司法書士法人の清算人】の例】

○ 司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）
（解散）

第四十四条 略

2、3 略

4 司法書士法人の清算人は、司法書士でなければならぬ。

【清算人は、社員の死亡により第○条に該当するに至った場合に限り、当該社員の相続人（第△条において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者）の同意を得て、新たに社員を加入させて□□法人を継続することができる。】の例】

○ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

（弁護士法人の継続）

第三十条の二十四 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至った場合に限り、当該社員の相続人（第三十条の三十第二項において準用

する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者）の同意を得て、新たに社員を加入させて弁護士法人を継続することができる。

司法書士法第四十七条関係

【一〇〇大臣は、次に掲げる処分をすることができる。】
の例】

○ 弁理士法（平成十二年法律第二百三十七号）
（懲戒の種類）

第三十二条 弁理士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、経済産業大臣は次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の全部又は一部の停止
- 三 業務の禁止

司法書士法第四十八条関係

【「第○項の規定による処分の手続に付された△△法人は、清算が終了した後においても、（この条）の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。」の例】

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）
（違法行為等についての処分）

第二十五条の二十四 略

2 略

3 第一項の規定による処分の手続に付された社会保険
労務士法人は、清算が終了した後においても、この
条の規定の適用については、当該手続が終了するま
で、なお存続するものとみなす。

4 略

司法書士法第五十条の二関係

【懲戒の事由があつたときから〃年を経過したときは、（懲戒）の手續を開始することができない。」の例】
○ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

（除斥期間）

第六十三条 懲戒の事由があつたときから三年を経過したときは、懲戒の手續を開始することができない。

司法書士法第七十条関係

【「この場合において、第〇条中「△△」とあるのは、「□□」と読み替えるものとする。」の例】

○ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）

（記録等の提出の求めに関する規定の準用）

第二十二條 第十三條の規定は、前条第一項の會議の調査について準用する。この場合において、第十三條中「、地方更生保護委員會及び保護觀察所の長」とあるのは、「及び保護觀察所の長」と読み替えるものとする。

司法書士法第七十一条の二関係

【この法律に規定する〇〇大臣の権限は、△△省令で定めるところにより、□□に委任することができる。】
「の例」

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）
（権限の委任）

第三十条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、
厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長
及び都道府県労働局長に委任することができる。

2
略

土地家屋調査士法第一条関係

【二〇〇は、△△の専門家として、〃を使命とする】の例】

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三三号）

（公認会計士の使命）

第一条 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

【「土地の筆界を明らかにする」の例】

○ 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）

（研修）

第二十五条 略

2 調査士は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

【「不動産に関する権利」の例】

○ 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）

（目的）

第一条 この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もつて取引の安全と円滑に資することを目的とする。

【「権利の明確化」の例】

○ 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）

（目的）

第一条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。

【「〃生活の安定と向上に資する」の例】

○ 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（

昭和五十二年法律第四十号

(目的)

第一条 この法律は、沖縄県の区域内において位置境界不明地域が広範かつ大規模に存在し、関係所有者等の社会的経済的生活に著しい支障を及ぼしていることにかんがみ、その位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化のための措置等の緊急かつ計画的な実施を図り、もつて沖縄県の住民の生活の安定と向上に資することを目的とする。

土地家屋調査士法第三十九条関係

【「社員の欠亡」の例】

○ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）
（解散）

第三十条の二十三 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 六 略

七 社員欠亡

土地家屋調査士法第三十九条の二関係

【「調査士法人の清算人」の例】

○ 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）

（解散）

第三十九条 略

2・3 略

4 調査士法人の清算人は、調査士でなければならぬ。

【「清算人は、社員の死亡により第○条に該当するに至った場合に限り、当該社員の相続人（第△条において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者）の同意を得て、新たに社員を加入させて□□法人を継続することができる。」の例】

○ 弁護士法（昭和二十四年法律二百五号）

（弁護士法人の継続）

第三十条の二十四 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至った場合に限り、当該

社員の相続人（第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者）の同意を得て、新たに社員を加入させて弁護士法人を継続することができる。

土地家屋調査士法第四十二条関係

【二〇〇大臣は、次に掲げる処分をすることができる。】
の例】

○ 弁理士法（平成十二年法律第二百三十七号）
（懲戒の種類）

第三十二条 弁理士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、経済産業大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の全部又は一部の停止
- 三 業務の禁止

土地家屋調査士法第四十三条関係

【処分の手続に付された〇〇法人は、清算が終了した後においても、（この条）の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。の例】

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）
（違法行為等についての処分）

第二十五条の二十四 略

2 略

3 第一項の規定による処分の手続に付された社会保険労務士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

4 略

土地家屋調査士法第四十五条の二関係

【懲戒の事由があつたときから〃年を経過したときは、
(懲戒)の手続を開始することができない。】の例】

○ 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)
(除斥期間)

第六十三条 懲戒の事由があつたときから三年を経過し
たときは、懲戒の手続を開始することができない。

土地家屋調査士法第六十五条関係

【「この場合において、第○条中「△△」とあるのは、「□□」と読み替えるものとする。」の例】

○ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）

（記録等の提出の求めに関する規定の準用）

第二十二条 第十三条の規定は、前条第一項の会議の調査について準用する。この場合において、第十三条中「、地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。

土地家屋調査士法第六十六条の二関係

【この法律に規定する〇〇大臣の権限は、△△省令で定めるところにより、□□に委任することができる。】
【の例】

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）
（権限の委任）

第三十条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、
厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長
及び都道府県労働局長に委任することができる。

2
略

附則第二条・附則第七条関係

【「〇〇の規定により解散した△△は、□□を継続することができる。」の例】

○ 商法等の一部を改正する法律（平成二年法律第六十四号）

附則

（有限会社の継続に関する経過措置）

第二十四条 この法律の施行前に改正前の有限会社法第六十九条第一項第五号の規定により解散した有限会社は、この法律の施行後は、新たに社員を加入させることをしないで、会社を継続することができる。ただし、資本の総額が三百万円に満たない有限会社については、この法律の施行後五年を経過した場合、この限りでない。

【「施行日以後は、」の例】

○ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）

附則

（航空法の適用に関する経過措置）

第十条 略

2・3 略

4 前項の規定による届出は、施行日以後は、航空法第四十七条の二第一項の規定による届出とみなす。

【「その清算が終了するまで、〇〇を継続することができる。」の例】

○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）

第六十四条の三 組合は、第六十四条第一項第一号又は第四号に掲げる事由により解散した場合（前条第一項の規定により解散したものとみなされた場合を含む。）には、その清算が終了するまで（前条第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあっては、解散したものとみなされた後三年以内に限り。）、総会の決議によつて、組合を継続することができる。

附則第三条・附則第八条関係

【「施行日以後に第〇条の規定による処分の手続に付された△△法人について適用する。」の例】

○ 公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）

附則

（監査法人に対する処分に関する経過措置）

第二十七条 略

2 略

3 新法第三十四条の二十一第四項の規定は、施行日以後に同条第二項の規定による処分の手続に付された監査法人について適用する。

附則第四条・附則第九条関係

【一〇〇の懲戒の事由に関する経過措置】の例】

○ 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百二十八号）

附則

（弁護士等の懲戒の事由に関する経過措置）

第七条 施行日前に弁護士が旧弁護士法第三十条の規定に違反したときは、その弁護士の所属弁護士会又は日本弁護士連合会は、施行日以後も、当該事実に基づきその弁護士を懲戒することができる。

【一〇〇に対する新△△法第□条の規定による処分に関しては、（施行日）前に生じた事由については、なお従前の例による。】の例】

○ 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百一号）

附則

（建築基準法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 略

2、7 略

8 この法律の施行の際現に旧基準法第七十七条の五十八第一項の登録を受けている者に対する新基準法第七十七条の六十二第一項又は第二項の規定による登録の消除その他の監督上の処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

9 略

附則第五条・附則第十条関係

【「〇〇の規定による処分」の例】

○ 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）

（認定設置運営事業者等に対する指示等）

第三十条 略

2・3 略

4 国土交通大臣は、第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

【「処分の手続」の例】

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）

（適用除外）

第三条 略

一〇十五 略

十六 前号に規定する処分の手続又は第三章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

【「手続を開始した場合」の例】

○ 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）

第二十一条 略

一 次のイ又はロに掲げる規定により犯罪被害財産支給手続を開始した場合において、被害回復給付金の支給等をする前に、当該イ又はロに定める事由に該当するとき。

イ・ロ 略

二〇六 略

【「施行日前に〓した場合については、適用しない。」の例】

○ 保険業法（平成七年法律第百五号）

附則

（株主の帳簿閲覧権の否認に関する経過措置）

第十一条 新法第十六条の規定は、施行日前に株主が商法第二百九十三条ノ六第一項（株主の帳簿閲覧権）の会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写の請求をした場合については、適用しない。

※ 「新法第十六条の規定」とは、平成九年法律第五十五号による改正前の保険業法（平成七年法律第百五号）第十六条である。この規定は、商法の規定の特則として、株主の会社に対する帳簿等閲覧請求に関する規定の適用を排除するものである。そして、その附則第十一条は、施行日前に株主が商法の規定に基づいてした帳簿等閲覧請求については、保険業法第十六条の規定を適用せず、その株主は、施行日後においても帳簿等を閲覧することができることとした経過措置である。

【参照条文】

○ 平成九年法律第五十五号による改正前の保険業法（平成七年法律第百五号）

（株主の帳簿閲覧権の否認）

第十六条 商法第二百九十三条ノ六（株主の帳簿閲覧権）の規定は、会社の会計の帳簿及び書類については、適用しない。

附則第六条見出し・附則第十一条見出し関係

【「(〇〇)の懲戒の手続に関する経過措置」の例】

○ 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百二十八号）

附則

（弁護士等の懲戒の手続に関する経過措置の原則）

第八条 弁護士及び弁護士法人に対する懲戒の手続については、次条に定めるものを除き、施行日前に懲戒の請求があり、又は懲戒の手続が開始された事案についても新弁護士法の規定を適用する。ただし、旧弁護士法の規定により生じた効力を妨げない。

附則第六條第一項・附則第十一條第一項關係

【「」に關し、この規定により〇〇がしたるその他の行為は、この規定により△△がしたるその他の行為とみなす。」の例】

○ 風俗營業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）

附則

（経過措置）

第三條 次の各号に掲げる營業に關し、この法律による改正前の風俗營業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）の規定により公安委員会がした許可、許可の取消し、營業の停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は旧法の規定によりされている許可の申請その他の行為は、それぞれ当該各号に定める營業に關し、新法の規定により公安委員会がした許可、許可の取消し、營業の停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は新法の規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

【「」前にこの規定により〇〇がしたるその他の行為は、この後この相当規定、△△がしたるその他の行為とみなす。」の例】

○ 鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二十三年法律第八十四号）

附則

（処分、申請等に関する経過措置）

第二十三條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定により經濟産業局長がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、經濟産業大臣がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2・3 略

【「」前にこの規定によりこの後の行為は、この後は、この相当規定により法務大臣がしたその他の行為とみなす。」の例】

○ 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十八号）

附則

(司法試験管理委員会の行為等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に、第一条の規定による改正前の司法試験法の規定に基づいて司法試験管理委員会がした処分その他の行為は、この法律の施行後は、同条の規定による改正後の司法試験法の相当規定に基づいて司法試験委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行前に、法令の規定により司法試験管理委員会又はその委員長がした処分その他の行為は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により法務大臣がした処分その他の行為とみなす。

3
5 略

附則第六條第二項・附則第十一條第二項關係

【「く」に關し、○○に對して「その他の行為は△△に對して「その他の行為」とみなす。」の例】

○ 身體障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十号）

附則

（雇用促進事業団からの事務の引継ぎ等）

第三條 略

2 この法律の施行前に、旧法業務に關し、旧法の規定により事業団に對してした手続その他の行為又は事業団がした処分、手続その他の行為は、新法の相當規定により労働大臣に對してした手続その他の行為又は労働大臣がした処分、手続その他の行為とみなす。

【「○○局長に對してされている「その他の行為は、△△大臣に對してされた」とその他の行為とみなす。」の例】

○ 鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二十三年法律第八十四号）

附則

（処分、申請等に関する経過措置）

第二十三條

2 この法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により經濟産業局長に對してされている出願、申請、届出その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相當の規定に基づいて、經濟産業大臣に對してされた出願、申請、届出その他の行為とみなす。

【「く」の施行の際現に「く」の規定により○○に對してされている「その他の行為は、く後は、くの相當規定により△△に對してされた」とその他の行為とみなす。」の例】

○ 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十八号）

附則

（司法試験管理委員會の行為等に関する経過措置）

第三條 略

2 略

3 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の司法試験法の規定に基づいて司法試験管理委員會に對してされている出願その他の行為は、この法律

の施行後は、同条の規定による改正後の司法試験法の相当規定に基づいて司法試験委員会に対してされた出願その他の行為とみなす。

4 前項に定めるもののほか、この法律の施行の際現に法令の規定により司法試験管理委員会又はその委員長に対してされている請求その他の行為は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により法務大臣に対してされた請求その他の行為とみなす。

5
略

附則第六条第三項・附則第十一条第三項関係

【「」に關し、」がされていないものについては、」の例】

○ 地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十三年政令第百五十五号）

附則

（指定都市の町又は字の区域に関する経過措置）

2 指定都市の区域内の町又は字に關し、この政令の施行前に改正前の第七十九條第一項の規定により指定都市の議事に諮られ、この政令の施行の際まだ同項の規定による処分がされていないものについては、」なお従前の例による。

【「〇〇局長に対し」その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、」△△大臣に対し」その手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、」の例】

○ 鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二十三年法律第八十四号）

附則

（処分、申請等に関する経過措置）

第二十三条 略

2 略

3 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対し報告、届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定により経済産業大臣に対し、報告、届出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

【「施行日前に」法又はこれに基づく命令の規定により〇〇に対して」その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後は、これを、」法又はこれに基づく命令の相当規定により△△に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。」の例】

○ 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における
特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六
十五号）

附則

（主務大臣がした処分等に関する経過措置）

第四条 略

2 略

3 施行日前に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令
の規定により主務大臣に対して届出その他の手続を
しなければならぬ事項で、施行日前にその手続が
されていないものについては、施行日以後は、これ
を、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当
規定により個人情報保護委員会に対してその手続を
しなければならぬとされた事項についてその手続
がされていないものとみなして、当該相当規定を適
用する。

附則第十二条関係

・「〇〇に規定するもののほか、この法律の施行に関し
必要な経過措置は、政令で定める。」の例】

○ 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

附則

（政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。